

掲 示 盤 取 扱 要 領

(目的)

第 1 条 この要領は、総武本線東船橋橋上駅舎に併設する自由通路内にある掲示盤の取り扱いに関し、その使用運営に必要な事項を定めるものである。

(使用許可の対象)

第 2 条 掲示盤の使用許可の対象は、公共または公益を目的とする事業に必要な掲示及び市民に広く案内する等のために使用するものとする。

ア 公共事業とは、公共の利益を目的とする事業で、電気事業、水道事業、ガス事業その他管理者が認める事業等をいう。

イ 公益を目的とする事業とは、営利を目的とせず、社会一般の福祉に寄与する事業で、社会福祉、教育研究等の事業その他市が後援、協賛する事業等をいう。

(申請の手続)

第 3 条 掲示盤を使用しようとする者は、掲示盤使用（使用継続）許可申請書（様式 1）により、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可しようとするときは、申請者に対し使用（使用継続）許可書（様式 2）を交付する。

(使用の期間)

第 4 条 掲示盤の使用期間は、1 年とする。

(継続使用)

第 5 条 使用期間経過後においても引き続き掲出物を同一箇所に掲出する必要が生じた場合は、使用者は、掲示盤の使用期間満了の日の 1 ヶ月前までに、申請書にその旨を記載し、市長の許可を得なければならない。

(掲出物の内容変更)

第 6 条 掲示盤の使用期間内において掲出物の内容変更をしようとするときは、使用者は、第 3 条の手続きを準用するものとする。

(使用者の守るべき事項)

第 7 条 (1)使用期間が満了したときは、掲出物を速やかに撤去し、その旨を報告し確認を得ること。

(2)使用期間中、掲示盤及び掲出物については、使用者の責任において維持・管理すること。

(損害賠償)

第 8 条 使用者は、使用期間満了までの間に掲示盤が損傷したときは、これを現状に復さなければならない。

(使用料)

第 9 条 掲示盤の使用料は、無料とする。

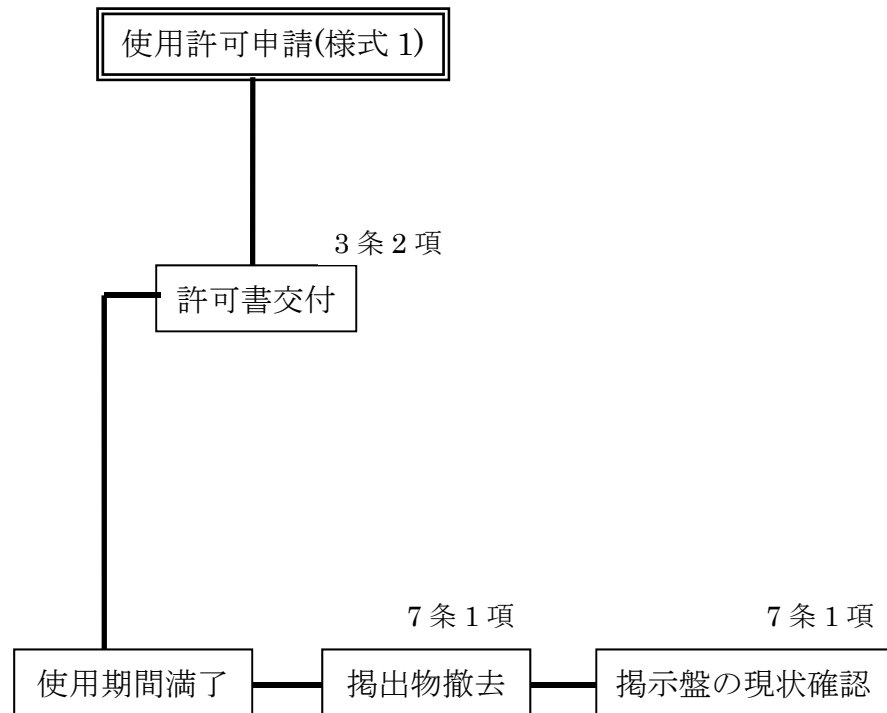
附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

掲示盤の取り扱いの流れ

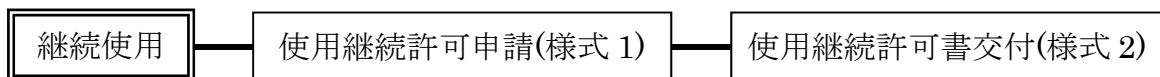
1.

3条1項



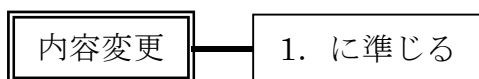
2.

5条



3.

6条



(様式 1)

掲 示 盤 使 用 (使 用 継 続) 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

船橋市長 松 戸 徹 様

所属

申請者 住所

氏名

㊞

下記のとおり、掲示盤の使用（使用継続）許可を受けたいので申請します。

記

使用の目的				
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
掲示箇所	別添位置図のとおり			
連絡先	電話		担当者	
添付書類				